

バロンの反乱期における在地領主の相続問題

朝 治 啓 三

【要約】 一二五八―六七七年にかけて、イングランド国王ヘンリ三世と特権諸侯との間で生じた国政改革をめぐる対立や抗争の過程で、一二六五年一月のいわゆるシモン・ド・モンフォールの議会へと初めて都市代表が召集されたことなどが過大評価され、中小領主や都市民の利害を優先した改革が行われたという見解が長く学界を支配してきた。実際に改革運動の主導権を握ったのは伯や Baron などの特権諸侯であるが、当時彼らは封臣である在地の中小領主との間に、領地の占有や相続、寡婦産の帰属、後見権者による不当収奪と、それに対抗する封臣による封の生前下封など、封建的付帯義務に由来する問題を抱えていた。本稿ではケムブリッジシアの在地領主と、その封主で国王の寵臣であった Baron 家系との、相続権、鰥夫産、寡婦産、荘園占有をめぐる封主封臣間の紛争とその解決が、国王巡回裁判や財務府裁判所でのやりとりを経て、諸侯による国政改革の重要課題となり、その結果、封建法手続のルールとその適正な運用方法が、パラメントにおいて制定法として成立する過程を例示した。

史林 八八巻三号 二〇〇五年五月

はじめに

一二五八―六七七年に生じたバロンの反乱は、レスタ伯やグロスタ伯など、一三世紀イングランドの有力大貴族・諸侯が、国王ヘンリ三世に国政改革を迫り、国王がそれに同意した結果、オクスフォード條款やウエストミンスター條款などの改革計画が作られ、また地方の住民の不満調査が行われて、改革が実行された事件であると解されている。改革運動の最

終局面で、一二六五年一月にいわゆるシモン・ド・モンフォールの議会が開かれ、初めて都市代表が召集されたことを、イングランド議会史における庶民院の始まりであるとみなす見解が一九世紀後半に立てられ、長く人口に膾炙してきた。これは議会政治におけるジェントルマンやブルジョアの意義を高く評価しようとする、ヴィクトリア時代の政治意識を反映したものであろう。しかし一三世紀中葉に起きた実際の改革運動の過程においては、運動の主導権を握ったのは州代表の中小領主や都市代表の市民ではなく、伯やバロンなどの特権諸侯であり、彼らの主導権のもとに運動初期の約二年間に改革が実行された。その際、特権諸侯が運動の主導権を握ったにもかかわらず、改革の條款には、彼らの封臣である地方在住の中小領主や自由土地保有者の不満が是正される内容の規定もみられることをめぐって、学界では議論が戦わされてきた。^①

封主である特権諸侯と封臣である中小領主との間には、封建的付帯義務をめぐって、特に封臣による出仕奉仕違反と、それに対する封主の差し押さえ実行とに關連して、一三世紀半ばには様々なトラブルが生じていた。そのように利害が対立する状況の中で、封主・特権領主が、封臣・中小領主の利益を守るとも解される規定を盛り込んだ改革をなぜ実行したのか。この問題をめぐって、古くはジェイコブが、地方社会の行政や統治における中小領主の進出を抑圧しようとする国王や諸侯の現地役人に対して、自らの利益を守ろうとする中小領主の活動の結果であるという面を強調し結論を下した。^② またトレハーンは一九世紀末のスタップズの説を踏まえて、一三世紀の農業ブームの結果、経済的に上昇した地方在住の中小領主が、自らの国政への参加を要求し、かつ特権諸侯であるレスタ伯らもこれを取り込むことのできる包容力のある利他主義者であったと説明した。^③ さらに我が国では城戸毅氏が、国王も特権領主もそれぞれの領地経営や、地域社会での行財政、軍事任務などにおいて彼ら在地領主の力を必要としていた事情から、国政事項に關しても彼らの同意を取り付ける必要を認め始めた事例として、改革の歴史的意義を評価した。^④

本稿ではこれらとは異なる角度からこの問題に接近する。^⑤ すなわち反乱収束後の一二六八年にケムブリッジシアで実施

された巡回裁判の記録を史料として、改革前の在地社会において、地方在住の中小領主たちがどのような不満を抱えていたのかを調べ、その不満の原因が何であったのかを特定するべく努める。ケムブリッジシアの史料残存状況はこの種の調査には好都合である。次にその問題の解決のために、現地の中小領主やその封主に当たるバロン（直臣）の家系の領主がいかなる行動をとったのかを、当時の司法や行政の史料を用いて調べる。最後に彼らのそのような活動が、どのような経路を伝わって、国政の中核で改革に携わっていた特権諸侯に伝わり、改革が実現したのかを知る手がかりを見つける。最後の課題は史料の限界もあり、示唆することどもらざるを得ないであろう。

- ① Jacob, E. F., *Statutes in the period of Baronial Reform and Rebellion*, Oxford, 1925, esp. ch. 4. 拙稿「シモン・ド・モンフォール研究の動向」『イギリス史研究』三六六、一九八四年。
- ② Jacob, *op. cit.*, p.143.
- ③ Trehanne, R. F., *Baronial Plan of Reform*, Manchester, 1982, pp. 4-5; Do., 1971 ed., p.420: the barons used their opportunity with
- ④ 城戸毅『マグナ・カルタの世紀』東京大学出版会、一九八〇年、一〇頁。
- ⑤ 紹介したこれらの見解に対する筆者の意見については拙著を参照されたい。『シモン・ド・モンフォールの乱』京都大学学術出版会、二〇〇三年、第一章、特に二七頁以下。

一 在地領主ジョン・ド・キーの荘園保有とは

一三世紀のケムブリッジシアにおいては、北部はイーリ司教の特権領Hertfordであった。それを除いて同州には一四の王領ハンドレッド（郡）と一つのバラ（自治都市）すなわちケムブリッジ市があったが、ステイン・ハンドレッドは同州北東部に位置する。^①一三世紀には同ハンドレッドには六つの村があり、そのうちの一つであるストウ・クム・キー *Stow cum Quy, Queye, Cweye, Coweye, Coye, Cowoy* 村には二つの現地の領主家、すなわち、ストウ地区のエンゲイン *Engayne* 家とキー地区のキー *Quy* 家とがそれぞれ荘園 Manor を領有していた。^②一二六八年に始まったケムブリッジシアでの巡回裁判の記録によれば、このキー家のジョン *John de Quy* はバロンの反乱に際して反乱者側に荷担し、反

乱終結後にその土地を接収されたと記されている。^④一二六八年の巡回裁判は、一二六七年に成立したケニルワース裁定 *Dictum of Kenilworth* に基づいて、反乱荷担者の荷担の程度を査定し、賠償金の支払いと交換に各自の保有地を回復させるために行われた。ジョンを告発したのは、キー家の荘園が属すステイン・ハンドレッドの陪審ではなく、この目的のために特別に選定されたケムブリッジシア全体の選抜陪審が荷担の事実を告発した。ステイン・ハンドレッドではジョンの他には、ロウジャ・ド・ラヴット *Roger de Luvetot* の土地が接収された件が告発されているのみである。^⑤ケムブリッジシアの全ハンドレッドを見渡しても、選抜陪審によって告発されたのは三一件にすぎず、地元民によって組織された選抜陪審もハンドレッド陪審も、少なめに事例を告発したと思われる。反乱終結後も抵抗を続ける荷担者の拠点の一つとなったイリーの近くにあるステイン・ハンドレッドではあるが、現地民がこぞって反乱に荷担していたわけではなく、むしろハンドレッドの在地領主のうち二名しか保有地を接収されなかった。それでも荷担したからにはそれなりの切羽詰まった事情があったからであろう。では彼らを反乱に荷担させたのは、いったい何だったのか。

ジョンは現地のハンドレッドでは、地域住民からは好意を持たれていたと推定できる。たとえば次のような例が見られるからである。ハンドレッド陪審は、巡回裁判に際して審問項目表をあらかじめ渡され、項目に該当する事例を告発 *present* することになっているが、ステイン・ハンドレッドの陪審はジョンをまったく告発していない。それだけではない。一二六八年の巡回裁判では、彼は別人の罰金支払いの保証人として指名されている。^⑥保証能力のある人物であるのみならず、れていたことになる。これとは別に、ケムブリッジ市の市門の一つの外側で生じた事例ではジョンは訴訟に巻き込まれたが、その際にも彼はケムブリッジ市の陪審による告発では出廷せず、私人による告訴に当たる新たに導入された訴訟開始方法 *querela* によって訴えられた結果、出廷することになった。その裁判に際してジョンは訴答手続きによるのではなく、陪審による審理を請求したところ、それが認められた。すると原告はあえて争わずに、訴えを撤回した。^⑦これは、現地の住民から構成される陪審がジョンに好意的な結論・評決を出すであろうことが、予想されたからであると思われる。この

ようにジョンは現地住民からは好意を持たれていた。とするとジョンが反乱に荷担する理由は、現地人同士の諍いなどのローカルな原因ではなく、ほかに原因があったと言えるであろう。

ジョンの土地保有情報を見ておく。ジョンの父と思われるウィリアム・ド・キー William de Quy は、一二三五年頃ウィリアム・ド・ホブリック William de Hoberigg からキーとアーミングフォード・ハンドレッドのハトリ Halye に、あわせて1/2騎士封地を保有すると、バーンウエル修道院文書集には記録されている。しかしジョン自身についての土地保有に関する記録は、一二七五年と一二七九年のハンドレッド・ロルズまで現れない。⑨⑩ 莊園領主としてのジョンが記録されているのは、ヴィクトリア州史 *Victoria County History* によれば一二六七年から一二九〇年の間であるという。先に掲げた情報の範囲内では、ジョンがキーの莊園の領主であったという根拠は、少なくとも一二七五年以前には見いだせない。父と目されるウィリアムが保有権を確認されたのが一二四二年であるが、それ以後しばらく情報が途絶えるので、一二七五年までの間、キー家はこの地の領有権を失っていたのだろうか。

① ケムブリッジシアの一四のハンドレッドは王領であったが、その後の行財政や司法が全く國王の統轄下にあったかのように捉えることは、実情にあわない。またイリ司教の特権領 *liberty* においては、司教の裁判権が國王のそれを完全に排除し得たかのように捉えることも事実に反する。この点について次を参照。Cam, H. M., *Liberties and Communitis in Medieval England*, London, 1963; Cam, H. M., *The Hundred and The Hundred Rolls*, Merlin Press, 1963 (orig. 1930), pp. 54-55. キヤムは次のように述べている。「バックingham シア、ウォリアクシア、アイル・オヴ・イリを除くケムブリッジシアにおいては、私領ハンドレッドは存在しなかった」一二七頁。しかしキヤムの本旨は、王領と特権領との区別をすることにあるのではない。なお次も参照された。Victoria County History, *Cambridgeshire and the Isle of*

Ely, vol. 4, pp. 1-15, by E. Miller. 「Wichford, Wisbech, Ely の三ハンドレッドはイリのリバティであり、ケムブリッジシアのハンドレッドではなかった。」

② Swatham Prior, Swatham Bulbec, Botisham, Stow cum Quy, Magna Wilburham, Para Wilburham の六か村であり、その中に小村 hamlet として Reach と Lode が含まれている。固有名詞の綴りは Quy の例を見てわかるとおり様々であり、正字法が確立していない時代では一形式だけを頼りに区別すると、見落とす例が多くなる。複数の史料を相互につきあわせて蓋然性の高きで同定作業を進めるしかないだろう。固有名詞の発音は同じ綴り字でも場合によって異なることがしばしばあり、綴り字が同じであるからという理由だけで、一つに絞ることは困難でありまた危険である。外国語の発音を日本語の

カタカナ表記にすること自体、無理な作業をしているので、どれくらい近いかという程度問題であると思なすが、作業効率上有効であると考ええる。本稿においての地名や人名の表記は、史料上での原綴りを優先している。同一人物や地名に複数の綴り字が宛てられているが、それは史料ごとに異なる綴りや登場するからであって、誤植の故ではない。

- ③ 荘園の規模は、(*Rohli Hundretorum*, vol. 2, p. 297) 一二七九年時点のジモンと封主である Walter de Traylly の死後審問記録 *Calendar of Inquisitions Post Mortem*, vol. 2, no. 791 によれば、家宅地の他に一二〇エイカの耕地、牧草地、鳩小屋、水車、魚地などがあり、上記 Walter はイリー司教から 11k ほど保有する。彼は他に国王からも三ノリングハヘンスデーハイドと一〇エイカを同地に保有する。RH, vol. 2, p. 495.
- ④ Public Record Office, London, Just 1/83, m33. William la Zuche によってインウシヤムの戦いの直後に土地を接収された。
- ⑤ Just 1/83, m33.
- ⑥ Just 1/83, m11. Ware の小修道院長が罰金支払いを命じられた際に、出廷していったジモンと Ralph de Dingalee とが保証人として指定された。

二 ジモン・ド・キーの反乱負担の意味

1 反乱負担とは

国王ヘンリ三世の軍勢と、レスタ伯シモン・ド・モンフォールの軍とが実際に戦闘するのは、一二六四年四月はじめの

⑦ Just 1/83, m11: querela de iuribus Jacob, op. cit., pp. 65 ff; Trerame, op. cit., pp. 111-114, 138-39.

⑧ *Liber Memorandum Ecclesie de Bernewelle*, ed. By J.W. Clark, Cambridge, 1907, p. 261. 344 *The Book of Fees*, HMSO, 1920-31, ii, 922-24. 一二四二年に同ジモンが同条件でウエリアム・ド・カーンと William la Zuche との領地を譲渡した。

⑨ *Rohli Hundretorum*, vol. 1, p. 51. Item dicunt quod Johannes de Queye tenet quartam partem feodi unius militem de feoda de Richard et debet sectam com et turnum et debet de visum per annum xii d. et de auxilii vicecom et solva et solebat esse in manu domini H. Regis patris domini Regis... ; vol. 2, p. 496. Johannes de Coy fratrem eiusdem Radulfum tenet de Ricardo filium Huberti et suis hereditibus ii ac terrae et libertatem fald et bear et ob, p. 497. Johannes de Coye persona de Hattele tenet iij partem i feoda milia de domino Waltero de Traylly.

⑩ *Victoria County History, Cambridgeshire and the Isle of Ely*, vol. 8, p. 44. 一二六七年からと見なしているのは、その年にジモンが国王と和解し土地を回復する条件が整ったと見なしていることであろう。しかし後述するように、実際はその年には土地回復を実現できなかった。

ノーサムプトンでの戦闘から、一二六五年八月はじめてのイヴシヤムでの戦いに至るまでの期間である。一二六四年五月のリュイスでの戦い以後、レスタ伯軍の事実上捕虜となっていたヘンリ三世は、イヴシヤムの戦場で王子エドワードとグロスタ伯の軍によって救出されると、九月一六日に戦争終結宣言を公表し、一二六四年四月以後この日までの戦闘において、国王に敵対した者を反乱荷担者と規定した。その結果その者たちは領地を王の手へと接收され、相続権を奪われる（廃嫡者 the disinherited の成立）ことになった。^①

しかし国王の政策に不満を持つ者たちの反抗はこれで収まったわけではなかった。ヘンリは改革運動中に新たに作られた国政改革の為の條款などの諸規定をすべて廃棄し、国王の全面的な復権を宣言したのみならず、廃嫡者から取り上げた土地を自己にとりいった者たちへと無差別に下賜し始めたからである。これに不満を持つ者たちが新たに抵抗者グループに加わり、レスタ伯の居城であった中英の巨城ケニルワースや、周りを沼沢地に囲まれて攻め難いイーリの小丘「the hill」などに立て籠もって国王に抵抗し続けた。ヘンリは王子エドワードや寵臣ロウジャ・リボーンらをそれらの抵抗拠点へと派遣し鎮圧しようとしたが、レスタ伯の子小シモンやヘンリ・オヴ・ヘイステイングズなどのバロンを始め、各地の中小領主たちは、相互の連絡を取り、また国王とも交渉を続けつつ、抵抗の旗を降ろさなかった。つまり荷担者たちは軍事的に国王と対立していただけではなく、あるいは領地回復だけが目的であったわけでもなく、改革運動中に達成された成果を確保しようとする彼らの意図が働いていたため、反抗を止めなかつたと言えそうである。^②

ところが一二六六年四月に、かつて改革派の諸侯であったグロスタ伯がロンドンへと進軍し、ケムブリッジでイーリ攻撃に備えていたヘンリ三世は背後を脅かされることになった。伯は廃嫡者への穏便な措置をとるよう国王に忠告したため、教皇特使オットーボノの忠言もあり、ヘンリは妥協を決意した。複数の諸侯や法律家などによって構成される委員会に廃嫡者への土地回復策を作成させ、同年一月一日にケニルワース裁定として公表させた。この後も抵抗は続いたが、様々な交渉が行われた結果、国王側が囲みを解き、立て籠もり者が開城して、一二六七年六月から七月にかけて大量の恩

赦が出されて抵抗は終わつた。ジョン・ド・キーも七月二十九日に国王によって赦免された。^④

この一連の経過を見るとジョンが反乱に荷担していたのは、一二六四年四月から一二六七年七月までの間であつたといふ解釈が成り立ちそうに見える。しかし一二六八年から実施された巡回裁判の記録には、ジョンがイーリに立て籠もつて周辺地域の住民を脅かしたという事例が現れない。その記録にジョンが登場するのは次の例のみである。

① シェリフ sheriff に次のように命じられた。キーにあるジョン・ド・キーの土地を接収し、その土地やその産出物が彼の手に属さないように(略)せよ。そして次回の巡回日に彼が出廷するように知らしめよ。^①

② (ケムブリッジ市の)陪審が次のように告発した。Johannes Walkeyn de Cowoy がトランピントン門外側の聖ピーター教会を襲い、Peter de Wilburham の妻であつた Sabina の物であつた russet などの布地、一〇〇シリング分などを略奪した。それ故、木曜日にかのジョンを出廷させるようにとシェリフに命じられた。(後からの書き加へ)その後、前述のジョンは賠償金を支払つて赦された。^②

③ (ケムブリッジ市の)陪審が次のように告発した。Johannes Capellanus de Surreye (Robertus le Sergant の息子) が Johannes Walkeyn de Queye とともに、トランピントン門外の聖ピーター教会に来て、その中で Peter de Wilburham の妻であつた Sabina から布地などを奪つた。そして(中略)彼女に一〇〇シリングの価値の custodia を引き渡した。^③

④ Johannes de Aylesham と彼の妻 Sabina が Johannes de Queye と Walterus de Wantogh とを訴えた queruntur。彼らは Johannes de Surrey とともに、治世五一年目のホックデイ(復活祭後の第二火曜日)後の金曜日に、トランピントン門外の聖ピーター教会に来て一〇〇シリング価値相当の布地などを奪つた。彼らは国王に敵対し、損害総額は一〇〇マルクである。(以下略)^④

これら四件は内容から見て、一つの事件の一連の経過を示すことは明らかであろう。②では審問項目表に従つてケムブリ

ツジ市の陪審がジョンを告発したが、彼が出廷しなかったのか、シェリフにより出廷を強制された。それでも出廷しなかったのであろうか、④では被害者と第二の夫が自ら訴えた。⑤ジョンは差し押さえで強制されているのに、出廷しなかったとすれば、何か理由があるはずであろう。途中経過は書かれてはいないが、②の末尾に後からの手で書き加えられているように、④の本人による訴えの後）ジョンは賠償金を払って国王によって赦された。

④に書かれている情報から、ジョンが事件を起こしたのは一二六七年であることがわかる。これはイヴシャムの戦い終結後約二年もたっている。反乱荷担というには時期がずれすぎている。先にも述べたようにジョンの土地は、イヴシャムの戦い直後にウイリアム・ラ・ブーシユによって反乱荷担者として接収されている。つまりジョンが反乱者側の人であることは、現地の人々には周知の事実であったはずである。それにも拘わらずそれに該当する事件は巡回裁判記録には記入されていない。改革運動中にジョンが起こした国王への敵対的行為とは、暴行とか略奪といった国王専管訴訟に該当する具体的な行為ではなく、改革派諸侯の改革條款に味方し、在地社会の国王派領主に敵対的な何らかの態度をとっていたのではないか。彼にそのような態度をとらせた原因となる事態は、反乱終結後も解決していなかったために、ジョンは問題を解決するための動きをやめず、それが一二六七年の事件に繋がったのではないかと想像される。反対に国王に味方した側から見ると、ジョンが国王から赦しを得るまでに起きた事件については、彼を *contra pacem* つまり国王の平和の敵とみなして、賠償金を請求してもよい存在であるとして、荷担者扱いしたのではないかとすれば、ジョンが改革運動中に直面していた課題とは何かを追究する必要がある。

2 国政改革運動と在地領主ジョンの課題

ジョン・ド・キーが直面していた課題を探る際に手がかりとなる記事が、先にも述べた巡回裁判記録 *Eyre Rolls* に残されている。

(反乱荷担者告発のために選抜) 陪審は告発する。ウイリアム・ラ・ズーシユ(アラン・ラ・ズーシユの兄弟)はイヴシャムの戦いの直後にキーにあるジョン・ウォクリン Johannes Waukelin の土地を接収し、直後のミクルマスに地代のうち五シリングを手に入れた。その後一年半の間その土地を保有し、その後国王陛下はケムブリッジにおいて、かのウイリアムにその土地を与えた。ウイリアムはその間二つの期間の地代から一〇シリングを受け取った。そして他の地代のうち、その土地が国王陛下の手にある間、二マルクを(取得した)⑩。

陪審はジョンが反乱に荷担したとして、上記の事件を告発したが、文面を見るとむしろジョンは土地を取り上げられた側であり、陪審はウイリアムが土地や地代を接収したという事実を報告したがっているかのような書き方である。ウイリアムは接収という事実を後から国王によって追認されている。なぜそのような境遇されたのか。それはウイリアムが兄弟のアランとともに国王の寵臣であったからである。⑪

ウイリアムがジョン・ド・キーの土地を接収したのは偶然ではない。ウイリアムは反乱の時期以前からジョン・ド・キーの土地に利害を有していたのである。キー家は二三世紀初め以来この地に莊園を領有し、一二三五年までは、エセックスに本拠を有するホブリッグ Hobrigg (Heybridge) 家の封臣で、キーの莊園が本拠地であったと考えられる。⑫ところが一二四二年になると、キー家のウイリアムは同じ土地をウイリアム・ラ・ズーシユから保有すると記されている。⑬これは上記ホブリッグ家の相続人であるモード (Maud, Matilda) がトレイリ家の当主であったジョン・I と結婚していたが、その後まもなく一二三五年頃そのジョン・I が死んだ。未亡人となった妻モードが、ウイリアム・ラ・ズーシユと再婚し、第二の夫であるウイリアムが、妻のもたらした財産を支配したからであると考えられる(鰥夫産)⑭。再婚の時期や、ウイリアムが妻の土地を支配し始めた理由や時期についてははっきりとはわからないが、⑮いずれにしても一二四二年時点ではウイリアム・ド・キーは、ウイリアム・ラ・ズーシユからキーとハトリの土地を保有している。ジョン・ド・キーは上記のウイリアムの息子であった可能性が高い。⑯ ストウ・クム・キー村の莊園の在地領主であるキー家の封主は、一二四二年以後は

ズーシユ家にかわり、形式的にはその状態は少なくとも、上記のウィリアム・ラ・ズーシユが一二六五年八月にジョン・ド・キーから土地を接収するまで続く。つまりズーシユ家は自己の封臣の土地を、反乱に荷担した者の土地を接収する形で取り上げたのである。

いかに封主とはいえ、封臣から封土を取り上げるのは異常なことである。封主ズーシユ家と封臣キー家との間に、対立するほどの何らかの理由があったのであろうが、それは史料には書かれてはいない。しかし後に述べるように、一二四二年以後バロンによる国政改革運動の始まる一二五八年までに、キー家は封主との間に或る重大な対決理由を抱えていたのである。もう一人、ウィリアム・ラ・ズーシユに反抗意識を持つ者がいた。それはトレイリ家のジョンⅡである。母モードが実家からもたらしたキーの土地が、継父であるウィリアムによって保有されることになり、相続人であるジョンⅡには将来にわたって長期間、保有権が戻ってくる可能性が薄くなったためである。ジョンⅡの相続権を遠のかせたもう一つの原因は、ジョンの後見権と結婚権とを、一二三五年一〇月二日に国王がストウ村の上級領主権者である Brian son of Alan に、五〇〇マルクで売却したためである。^⑩ こうして一二三五年以後キー村の荘園をめぐって、在地領主であるキー家は封主であるズーシユ家に対して警戒心を持ち、その土地に対する潜在的な相続権を有するジョンⅡ・ド・トレイリは、鰥夫産をたてにその土地の封主権を行使する継父ウィリアム・ラ・ズーシユに対して、不満を持つことになった。

3 ジョン・ド・キーの領主権の行方

一二四二年以後、ウィリアム・ド・キーのキーの荘園を含む土地保有権はどうなったのか。一二五八年四月二四日付けの興味深い記事が *Excerpta e Rotulis Finium* に残されている。

国王はキーのウィリアムの息子のジョンに半マルクを免除した。その金はいかのジョンと前述の彼の父ウィリアムとが最近のケムブリッジシアにおける巡回裁判の際、ある占有侵奪 *disseisin* に関して裁判官によって科された罰金である。そして財務府のバロン

たちは、前述のジョンに前述の半マルクを免じるように命じた。国王により、ウェストミンスターにて。(ヘンリ三世の治世四二年 目) 四月四日。理由、ジョンがあまりに貧しいので。^⑬

この事例では父ウィリアムと息子ジョンとが共に生きているときに、彼らが「ある占有侵奪」事件を起こし、それを理由に息子だけが罰金を科された。おそらく事件と裁判との間に父は死んだからであろう。先にも述べたようにウィリアムは一二四二年当時は、キーにズーシユ家から1/2kfで荘園を保有していたのであるから、当時は貧しかったわけではない。であるのにその息子のジョンが急に貧しくなつたとすれば、キー家の荘園保有が脅かされたと考えるのが妥当であろう。父は生前に荘園の占有を息子に引き渡そうとしたのかもしれない。そうすると相続上納金徴収権を失うことになりかねない封主は、それを認めなかつたのであろう。その後、父が死んで息子が相続しようとしたときに、封主のウィリアム・ラ・ズーシユがその相続を妨害し、息子がそれに反抗して占有を続け、「占有侵奪」と見なされる状態が続いたが、国王は黙認したのではないか。^⑭ 巡回裁判の結果、占有が実際に取り上げられたのか否かまでは記録されていない。

上記の記録は一二五八年四月のものであるが、奇しくもこの月に諸侯による国政改革運動が始まった。ジョンのようなケムブリッジの片田舎の荘園領主が、特権諸侯が主役の国政改革運動に関与するに至る何らかの理由があるのだろうか。そのような関与の可能性を暗示するもう一つの例を挙げよう。ジョン・ド・キーはさらに改革運動中の一二六一年に別の事件でも、土地保有権を脅かされていた。

イーリ司教のステュワードであるロウジャ・ド・レスタ師 Magister Roger de Leicester が代理人の Magister John de Tidd を通じて、ジョン・ド・キーに対して民訴裁判所で争ったが、その際、ステュワードのロウジャが法廷に出廷しなかつた *default* ために裁判に敗れ、係争中の *domini* にある土地と付属権および六シリング六ペンスの金銭が国王の手へと没収されるという判決が下つた (三月二〇日)。その後、司教のステュワードは直接国王のもとへ願ひ出で、この決定を覆して、土地を回復できるようにと願ひ込んだ。すると国王は、上記の裁判官にその願ひを知らしめた *significatum* と、記録されている。^⑮

この記事から考えると、ジョンはキーの莊園以外に同じ村のストウ地区にも土地保有していたが、何らかの事情でそれに対する土地保有権または占有が脅かされて訴訟となり、司教の代理人を相手に争い、勝利したにも拘わらず、司教側が国王の影響力を利用したために、土地保有権あるいは占有を取り戻せなかった、という状況を読み取りうる。ちなみに上記の件は民訴裁判所で扱われたと記録されているが、もしこれが民訴裁判官も関係したケムブリッジでの巡回裁判での判決であるとすれば、符合する事実がある。それは一二六一年にケムブリッジシアでは実際に巡回裁判が行われて、その際、ロウジャ・ド・レスタは出廷しなかったために憐憫罰を科された *misericordia* と記録されているからである。上記の判決は三月のことであるが、ケムブリッジシアでの巡回裁判は同年の一月から二月にかけて行われた。訴訟に破れた司教のステュワードは、裁判結果を覆すようすぐさま国王に依頼し、国王が司教側に味方したのである。

これら二つの事例を見ると、ジョン・ド・キーは一二五八年までにキーの莊園の占有を封主のズーシユ家によって脅かされ、また一二六一年までにストウの土地の占有をイーリ司教に脅かされており、その二つの事件ともに封主や特権諸侯の背後に国王がいて、前者の例では国王は半マルクの罰金を免除してくれたが、占有を回復してはくれず、後者の例では裁判に介入するというルール違反を犯して、ジョンの権益を脅かした。ジョンの国王に対する期待は裏切られたといってもよいであろう。この事件は諸侯による国政改革運動進行中に、在地領主が国王の政策に疑問を持ち始めるきっかけとなった事例ではないだろうか。

一二六五年にレスタ伯が敗死し、国政改革運動が終結して国王が権力を回復すると、戦いの直後一二六五年八月に、ズーシユ家のウィリアムはいよいよジョンの占有を実際に取り上げる行動に移った。それが上に述べたイヴシヤムの戦い直後の接収行為である。²³ ジョンは一二五八年の判決の後も、現地で占有を続けたのであるうか。いずれにせよジョンが抱えていた脅威は現実ものとなった。ここまで追いつめられたジョンはより反抗的な態度に出た。それが既に引用した巡回裁判記録の中の事例である。ケムブリッジ市のベイリフで、国王の現地役人とともに働いていた *Peter de Wilburham* と

その妻 Sabina を、ジョンがケムブリッジ市の町はずれで襲つて布地などを奪つた事件である。^② 布地の略奪がジョンの目的にとつてどれほどの意味があるのかは不明である。しかし莊園の占有を奪われていたジョンにとつては、国王に反抗の意志を表明するだけでも意味があつたであろう。この想像を裏書きするのは、結局この略奪事件が「ジョンが国王によつて赦された」という恩赦の形で、事件そのものの内容には全くふれずに、決着が付けられたという事実である。^③ 敵対心を持つていた国王とジョンとが和解したのであるから、これでジョンが莊園の占有を回復する条件は整つたはずである。

ではジョンは実際に土地を回復できたのか。一二七〇—七一年の Feet of Fine に次のような事例が残されている。Johannes de Coweye が William la Zuche の間に Guy と Slow とにある土地を取引した。^④ これは土地取引の登記に当たる記録なので、ジョンの莊園保有が確定したものと見てよいであろう。ケニルワース裁定に規定された賠償金支払いによる領地の回復という原則は、実際には擬制的な Feet of Fine の形をとつて行われたようである。

これまでの経過から判断すると、この事例で問題となつている論点は、キーの莊園の在地領主であつたウィリアム・ド・キーが死んだとき、息子がその莊園の保有権、あるいは占有をすんなりと相続できるか否か、というのが第一点である。もう一つは、その相続を封主が拒否したり、差し止めたり、留保したりすることが法理論上はともかく、現実によく行われていたのか、それに起因する紛争が他にはなかつたのかという点であろう。さらにこの事例の場合には、封主は先行する領主の相続人ではなく鰥夫産者であつたが、その立場の者に、妻がもたらした不動産権を本来の相続人と同じ立場で行使する権限があるのか、という点である。在地領主ジョンの土地相続が社会問題化するほど広まつていざすれば、それは一時的な問題なのか、たまたまウィリアム・ラ・ブーシユという個人の独善的な性格に由来する問題にすぎないのか、それともこのような問題を公的権力が解決するべきであるのに、その担い手であるべき国王がその役割を果たしていなかつたことが問題の本質なのか。もしそうだとすればいかなる解決方法があり得たのか。解明すべき課題は多い。論理的考察に移る前に、ジョン・ド・キーの封主たるべきジョン II ・ド・トレイリの相続権回復についても事実関係を明らかに

にしておく必要がある。

4 封主の家系の相続人と母モードの寡婦産

ジョンIIはジョンIと母Hobrigg家のモードMaud, Matildaとの間に生まれたが、その直後の一二三五年に父が死に、未成年であったジョンII^②の土地と身柄に関する後見権は、国王によって同村ストウ地区にも土地保有しているブライアンBrian son of Alanに、結婚権とともに五〇〇マルクで売り渡された。そのとき相続地の占有をかの後見人に引き渡すよう、国王はエスチータ二名に命じた^③。さらにこの後見権は一二五二年に、ブライアンの委託を受けていた息子のトマスThomas son of Brian son of Alanへと移ったことが、国王によって認められたようである。ジョンは一八歳になつていながらもまだ成人と見なされず、父が保有していた土地の相続を認められなかったことになる。

母モードは一二四二年までには死んでいった。先にも述べたようにキー村の現地領主であるウィリアム・ド・キーが一二四二年には、モードからではなくその第二の夫であるウィリアム・ラ・ブーシュから保有していると記録されているからである。ウィリアムは妻が実家から受け継いできた土地財産を、鰥夫産として保有していたのである^④。するとジョンIIはたとえ成人してトマスの後見権が消滅したとしても、継父ウィリアムの鰥夫産が生きている限り、キーの土地を相続することは出来ない。直臣が死亡した後、その遺産を相続する息子と、寡婦産権者としての未亡人（息子にとって母）とが遺産分割で争う例はしばしば見られるが、今の場合は鰥夫産をたてに亡妻の寡婦産となった土地の占有を主張する継父の利害と、相続権を主張する息子の利害とが対立しているのである。ウィリアムとモードの間には子供はなかったので、ペイカーの説明に拠ればウィリアムには鰥夫産権が生じないはずである^⑤。実際にはウィリアムの死までキーの荘園の相続をすることが出来なかったジョンIIは、制度の不合理さ、あるいは継父の横柄さ、さらには、継父の後ろ盾になっている国王の恩顧配分の偏りを感じていたのではないか。

トレイリ家はケムブリッジシアだけではなく、バドフォードシアやバッキンガムシアにも国王や特権大貴族から土地を保有する小規模であるがバロン（直臣・諸侯）の家である。^⑤ そのレヴェルの領主も、封建的土地保有関係の錯綜によって被害を受けていたのである。先に述べたキー家はストウ・クム・キー村の他には小地しか保有していない、1/2kf程度の領主である。彼らにとっては、一つの荘園の保有が確定しているか否かは死活問題である。これらの領主の封建的土地保有関係をめぐる権利の錯綜、それに起因する対立を解決するのは、当事者だけでは困難であろう。ここに公的な権力を担う者としての国王の役割が浮かび上がる。その国王はウィリアム・ラ・ズーシュヤトマス・ブライアンらに恩顧を与えていると、トレイリ家やキー家の目には映ったであろう。

国王の恩顧政治への不満が原因か否かは判明しないが、ジョンⅡ・ド・トレイリも反乱に荷担した。ケムブリッジシアでの巡回裁判記録には、彼が告発されたという事例を見いだすことは出来ないが、開封勅状録にはジョンが、一二六七年六月二九日に多くの者と一緒に、国王によって反乱に荷担した罪を許されたことが記録されている。^⑥ 国王に敵対するにはそれだけの理由があつたはずである。史料の中にその理由を確認することは出来ない。しかし彼が相続、後見、寡婦産、鰥夫産といった権利関係に悩まされ、そして国王の恩顧政治によって被害を受けていたのは事実である。

5 バロン家系の相続地保有権の回復

巡回裁判の進行中に国王と和解したジョン・ド・キーが、一二七〇年になって荘園の保有権を回復したことについては先に述べた。ではジョンⅡ・ド・トレイリは相続権を獲得し得たのか。ウィリアム・ラ・ズーシュは一二七二年二月迄に死んで、死後番問がりチャード・ド・クリフォードによって行われた。それに拠れば、ウィリアムの亡妻モードの相続財産である Hoberg の荘園を、ウィリアムが鰥夫産権によって保有していたが、ウィリアムには子供はいないので、モードの子供のジョンⅡ・ド・トレイリが相続権者である。前述の荘園をジョンⅡに占有させるようにと命じられた。二月二

六日、ウエストミンスターにて。^⑤これが実行されればジョンⅡは占有を回復したはずである。

ところがウイリアム・ラ・ブーシユの遺族はジョンⅡの相続を妨害した。財務府裁判記録に拠れば、ウイリアムの死後その兄弟ヘンリーHawleyがその遺産を総て手に入れたこと、ヘンリーとロバート・ド・モーティマとの間に訴訟が起こり、現地から住民代表が呼び出されてキーのmanaに属していた諸財産権移転の経過と現状が報告された。その中で代表たちは、件のヘンリーはジョンⅡ・ド・トレイリから穀類の代金として四〇ポンドを受け取った。ヘンリーはその後に収穫された穀物も取得した。等々。総額は七〇ポンド一〇シリングであり、ヘンリーが総てこれを行った。しかし自分たちは何故そうなるのかについては知らないと答えた。^⑥これはウイリアムが死んで四年もたつてからの訴訟である。その間相続人ヘンリーは莊園の占有を引き渡さず、ジョンⅡに作物を買い取らせていた。その事実を国王政府の財務府は直接把握することが出来ず、地元から住民代表を呼び寄せて宣誓の上、報告させた。彼らは明らかにジョンⅡが被害を被っている旨の報告を行って、ウイリアムの兄弟が妨害したことを批判する意思を示した。

ところで肝心のジョンⅡは、継父ウイリアムが死んだのと同じ、一二七二年の後半に死んでいるので、保有権を認められたとしても、結局自ら占有を回復することは出来なかつたであろう。^⑦彼の死後審問はエドワード一世の初年度つまり一二七二年に行われているので、息子ウォルタによる相続は認められたのであろうが、実際の占有はそうではなく、継父の相続人が妨害したのである。国政改革運動によつてウエストミンスター條款が一二五九年に作られ、相続に関する改革が行われたにも拘わらず、その時点で総ての問題が解決したわけではなく、改革は途上であることを示している。実際には一二六七年のモールバラ法、一二八五年のウエストミンスター第二制定法などを通じて、徐々に改革されていく過程の一段階であった。その意味では改革運動は生じるべき歴史的な必然性を持つていたのである。

① 拙著『シモン・ド・モンフォールの乱』、三三頁。

② 拙稿「バロン反乱期における特別巡回裁判記録」『史学雑誌』九九

一一一、五六―六一頁。このころ、おそらく戦士階級に属すとは思えない在地社会の住民たちの間でも、レスタ伯に味方した人々は、国王

に味方した人々とそれぞれの地域社会とに対立関係に入つたようである。Claire ValenteやDaniel Williamsがその例を示している。一方カーペンター(Carpenter, D.)はスタンプス以来の伝統的立場にたつて、国王が主導権を握つて進める在地の小農民に至るまでの共同体が形成される過程においては、国王敵対勢力を異端分子と見なす捉え方を維持している。これらの動きの歴史の意義評価については別稿を予定しよう。Valente, Claire, *The Theory and Practice of Revolt in Medieval England*, Ashgate, pp. 95-97; Williams, D., 'Simon de Montfort and his Adherents', *England in the Thirteenth Century*, Grantam, 1985, pp. 166-177; Carpenter, D., 'English Peasants in Politics, 1258-67', *Past and Present*, no. 136, 1992, pp. 3-42.

③ *Calendar of Patent Rolls, 1266-72*, p. 149.

④ Just 1783, m16d. 欄外の日付は六月十三日。(以下同様)

⑤ Peter de Wilburham はケムブリッジ市のスイリンゴである。Maitland, F. W., *Township and Borough*, Cambridge, 1898, p. 134.

⑥ Just 1783, m23, 二月二日。(現在のバジネイションでは25) ちなみに羊皮紙に付けられた頁番号は一七世紀、一八世紀、一九五四年として現在のもので、と合計四種類ある。この史料を初めて本格的に分析したのは一九二〇年代のジェイコフの研究であり、彼は一九九世紀の番号を使用した。一部の羊皮紙には番号が振られず、その前の羊皮紙の一部として扱われた。ミーキンズ Meekings が一九五四年に新しく番号を付け直し、縫いつけ部分や schedule 一覧表にも番号をふつた。一九世紀のものにはミーキンズのものとは別から m20迄は同一である。m21以降は、ミーキンズ以後に別のついでで発見された羊皮紙に付け加えられた分をあわせて、新しく頁番号をふつた。現在「版のバジネイションが一番新しい。しかし、この「現在」版を使用した研究書はなく、ブランドもジェイコフと同じ頁番号を使つてい

るので、本稿では、必要のあるときにのみ特記するが、それ以外はジェイコフと同じ番号を用いる。

⑦ Just 1783, m24, 六月一日。現在の羊皮紙の番号順と開延日とは一致していない。ジェイコフによれば、上記の注⑥の m23 とこの注の m24 との間には、時間の間隔があるという。このたびの巡回裁判は二一六八年二月に始まり、実際の開延は二一六九年一月 (m2, 2d, 4) から五月 (m15) にかけてケムブリッジ市郊外のパーンウエル修道院に行われ (m6-8, 8-12)。その後他州を巡回した後、同年六月に再開された (m13)。Jacob, *op. cit.*, p. 395. しかし Cohen の考証によれば、m17以降が最初で二一六八年二月に始まったとされる。m9には二一六九年二月三日の日付があり、m1dには二月十六日の日付がある。また m33dには二月七日の、xvi m33dには二月十八年二月の日付の文書が引用されている。Cohen, Sarah, *Judicial Proceedings under the Dictum of Kenilworth*, Cambridge, MA thesis, University of Manchester, 1929, p. x.

⑧ Just 1783, m11, 二月九—十六日。これは陪審の告発ではなく、私人による訴え querela の例である。上記前節注⑦を参照。Johannes de Aylesham は Sabina の子で第二の夫である。第一の夫は上記例②、③の Peter de Wilburham である。①—④のうち、②と③とは Johannes Walkelyn と表記されているが、同一事件の経過を示している。①④のシモンと同一人物であると見なしてよいであろう。David Rye, W., *Pedes Finium, relating to the County of Cambridge*, Cambridge, 1891, p. 39. ④は John fil' Walkelini が記されている。(二一六〇—六一年)

なお上記四件以外にジョンズ、キーに類する氏名の人物が記録されている。一人は Johannes Regat de Queye であり、二つのポット mceolos を受け取った件で告発された。Just 1783, m24. もう一人は

・オナから1/2kfの四〇分の一として保有する。ケムブリッジの他の柱に土地保有してゐる。 *Rotuli Hundredorum*, vol. 2, p. 495; *Excerpta e Rotulis Finium*, vol. 1, p. 290.

⑳ *Excerpta e Rotulis Finium*, vol. 2, p. 276.

㉑ それでもジモンが現地キーに留まり、裁判を受けたという事は、彼がその土地に荘園以外の小地を保有していたからかもしれない。一二六〇—六二年の Feet of Fine に拠ると、John Walselyn がキーで土地取引をしたる例が記録されてゐる。 Rye, *op. cit.*, p. 39.

㉒ *Close Rolls*, 1259-61, p. 461.

㉓ *Libor Berneville*, pp. 261-62 によれば、一二三五年当時のキー家の封主である Hobrigg 家はキー地区にイリーリ司教からも1kfを保有していた。またストウ地区にはイリーリ司教の特権領があつた。 *CIPM*, vol. 2, no. 15.

㉔ 一二六一年のケムブリッジシアでの巡回裁判の裁判官は、Nicholas de Turri, Nicholas de Hadlow, Adam de Greinwill の三名であるが、彼らにしろ、同時期に民訴裁判所の裁判官でもあつた。 Palmer, W.M., *The Assize held at Cambridge, AD. 1260*, Linton, 1950, iii; Foss, E., *The Judges of England*, vol. 2, 1848, pp. 355, 359, 488-9.

㉕ Just I/82, m31. Crook, David, *Records of the General Eyre*, PRO, 1982, p. 128.

㉖ Just I/83, m33.

㉗ *Close Rolls*, 1261-64, pp. 26, 106. じれは一二六二年にピーターが国王のために仲間とともに働いた事例であるが、当時国王は一時的に権力を回復し、寵臣からなるカウンスル(國王評議會)とともにこの決定を下した。城戸毅「マグナ・カルタの世紀」一四〇頁。「一二六二年七月ヘンリ三世はフランス宮廷を訪問する。彼は自信に満ち、レスタ伯との妥協による相解を不可能と断定していた」

㉘ 上記⑥参照。

㉙ Rye, *Pedes Finium*, Cambridge, p. 43.

㉚ ジモンIIの生年は、死後審問記録によれば、一二五七年当時十三歳と記されてゐるのび、一二三四年頃と考へられる。すると父が死んだときには一歳か二歳であつたであらう。 *Calendar of Inquisition Post Mortem*, vol. 1, no. 393.

㉛ *Excerpta e Rotulis Finium*, vol. 1, p. 290. 立ち会ひは国王のみ、ウエストミンスターにて、一月二日。メイトランドによれば成人になるのは一二歳と書かれてゐるが、この事例ではその「原則」がそのまま適用されてゐる。 Matiland, *Constitutional History*, p. 28, 小山貞夫訳書、三九頁。

㉜ *Calendar of Patent Rolls*, 1247-58, p. 137. この記事の中で、これまでの事実調べの中では出づこなかつた新たな事実が判明する。今回の授権によりトマスは、死んだ Walter de Traylly の未亡人である Sibyl の寡婦産を与えられたのであるが(シビルもウォルタもこの箇所以前には登場してゐない)、国王は、先にブライアンに後見権を与えた手紙の中で述べていたシビルの寡婦産については、トマスには与えなう旨をかかつて述べてゐたが、今回改めてそれを与える」と変更した。トマスは国王に気に入られてゐる人物と見なしてよい。国王がレスタ伯によつて事実上捕虜とされている時期に、裁判を受けるよう安撫券を与へられてゐる。 *CPR*, 1258-66, p. 395.

㉝ *Book of Fees*, vol. 2, p. 922.

㉞ *CIPM*, vol. 1, no. 393. 一二五七年作成のジモンIの死後審問記録によれば、ウイリアム・ラ・ズーシユはベドフォードにあるトレイリアの本領地の一部を、妻の寡婦産から(おそらく寡夫産として)保有するとある。 *CR*, 1268-72, p. 466 には寡夫産としての保有であつたことがつきり書かれてゐる。

⑬ ベイカー、小山貞夫訳『イングランド法制史概説』創文社、二五四頁。「鰥夫産不動産権成立のための奇妙な前提条件は、その婚姻から生まれた、しかも不動産法定相続をすることが出来る子供が（たとえ現存していなくても）生まれたことがあったということであった。」

⑭ Dugdale, William, *The Baronage of England*, London, 1675, vol. 1, p. 543; Sanders, I. J., *English Baronies*, Oxford, 1960, p. 134. シモン王時代の Walter II de Traylyll は Northhill の荘園保有に対して 1 kf を負い、家族としては Old Wardon 荘園保有に対して 2 kf 分の軍役代納金を支払った。 *Pipe Roll*, 13 John, pp. 145, 156.

⑮ CPR, 1266-72, p. 146. これはグロスタ伯とともに一二六六年四月にロンドンへと進軍した者たちを含めて伯の家臣たちへの恩赦の記事である。ジョン II は反乱に直接荷担したというよりも、反乱終了後の

このロンドン進軍事件の際に伯に荷担して、自らの意思を示したのかもしれない。この大量の恩赦はグロスタ伯の影響力に拠るところが大きい。伯とジョンとの親近度を推し量ることも出来る。

⑯ CR, 1268-72, p. 466.

⑰ *Select Cases in the Exchequer of Pleas*, Selden Society Publication, 1931, p. 81.

⑱ CPM, vol. 2, no. 15. シモン II の死後審問記録である。ケムブリッジシアには国王からキー地区に一ハイドと一〇エイカを 1/4 kf として保有していた。同時にキー地区にはイリー司教から二荘園、年価値二〇ポンドを保有していた。相続人は息子のウォルタで二歳であるという。

三 在地領主やバロン家系の相続問題と国政改革運動との関係

ジョン II ・ド・トレイリが国王から成人したと認められたのは一二五七年五月二八日、彼が二三歳になった時のことである。このとき彼の父ジョン I の死後審問記録によれば、ジョン II が相続するべき財産の中には、ケムブリッジシアの土地は全く含まれてはおらず、それらは総て継父ウイリアム・ラ・ズーシユが鰥夫産として保有権を手に入れたものと思われる。⑲ ジョン II は一二五七年の時点で、自己の相続権と継父の鰥夫産との対立する状況によって被害を受けていた。亡母の寡婦産と自己の相続分であれば競合する関係にあるが、対立するとは限らない。しかしジョン II の場合には総て奪われたので、競合ではなく対立である。この状況を生み出したのは、一二五二年に彼の後見権を、国王がブライアン・サン・オヴ・アランに五〇〇マルクで売却したこと、さらに一二五二年に彼が一八歳になっていたにも拘わらず、国王が相続を認めずに、後見権をブライアンの息子のトマスに引き継がせたことに起因する。相続問題を解決すべき国王は、逆に自己

の寵臣に恩顧を与えるという政策をとって、問題解決を困難にしたのである。諸侯による改革運動が始まるのは、その一年後のことである。

もう一人、相続問題によって被害を受けていたのが、キー地区の在地領主であるジョン・ド・キーである。一二五八年までのある時点で、父ウィリアム・ド・キーが息子ジョンに荘園を占有させようとしたとき、ウィリアム・ラ・ブーシューによってこの行為が咎められ、巡回裁判で国王裁判官から罰金を科された。その後一二五八年四月二四日に国王から裁判での罰金を免除されたものの、ジョンによる荘園の占有は脅かされた。ジョンはおそらくその後も占有を確保しようとして動し続けたであろう。一方ウィリアムは巡回裁判でジョンが占有を侵奪したことを認定されたので、荘園を接収する機会を待っていた。その機会が一二六五年八月にやってくると、ウィリアムはためらわず接収した。封の事実上の相続は一二世紀半ばには慣例化していたと思われるが、封主の利益を優先して差し止めうるものなのか否かがここでの論点であろう。法制史学ではそれが中心的な問題関心であろうが、歴史学から見ればもう一つ別の関心がある。在地領主の相続時の土地占有が封主に妨害されると、その在地領主のもとに暮らす住民はよりどころを失う可能性があった。単に封主と封臣間の権利関係の対立ではすまなかつたはずである。であればこそ既に見たように、ジョンは一二五八年以後も占有確保のために行動し続けたのである。この年の四月に、諸侯は国王ヘンリ三世に国政改革を申し入れ、五月二日には国王も改革に同意した。その「改革」すべき項目の中には「バロンの請願 *Petitio Baronum*」に記されているように、もちろん相続問題が含まれていた。ケムブリッジシアの片田舎の在地領主の相続問題と、複数の州に領地を有すバロン家系の相続問題は、中央での国王と諸侯との交渉事項へと繋がってゆくのである。

一二五八年六月、オクスフォードでのパラメントにおいて国政改革のための計画、すなわちオクスフォード條款が決定され、その第一条の規定に基づいて、復活した最高司法官職についた改革派諸侯であるヒュー・バイゴッド Hugh Bigodによって、地方社会での不満を聴取し、解決するための巡回が一二五八年夏から実施された。その結果が同年一

○月のウェストミンスターへのともたらされ、その情報に基づいて問題を具体的に解決するための規定案の策定が始まった。様々なやりとりの後、一二五九年一〇月のパラメントで改革計画としてのウェストミンスター條款が決定された。その決定を州裁判集会で読み上げるべきこともうたわれた。その後一二六〇年末頃までは、国政の主導権を掌握していた改革派諸侯によるカウンシル（国王評議会）は、中央行政機構の改革を実行した。地方の抱える問題についての改革が、どの程度進んだのかの詳細で網羅的な研究はまだ完成していない。既にブランドやヴァレンテによる若干の州についての巡回裁判記録の分析が行われているが、史料の量は膨大であり、またそれらを総合する作業にも多くの時間と人手を必要とするであろう。なお拙稿においてもこの作業の一部を行っているので参照されたい。^⑧

既に述べたように先行研究の中には、一二五九年のウェストミンスター條款の諸規定は、封臣・中小領主の利益保護を優先したと認識し、その認識を前提にして、改革運動の史的意義を論じるものが見られる。^⑨筆者は既に別稿において條款の諸規定のうち、封主による不当差し押さえをめぐる諸規定については、先行研究の認識が事実には合わないことを述べた。^⑩それについて本稿では、既に述べた事例から、改革されるべき多くの問題点の中に、相続をめぐる領主の権利関係の錯綜があったことを指摘した。それらについてはウェストミンスター條款司法条項の第九、一〇、一二条で扱われている。^⑪同じく問題として浮かび上がってきた寡婦産については第六条で扱われ、後見権については行政条項の第八、一四、一七条において扱われた。^⑫鰥夫産についての項目はない。^⑬第九、一〇条の規定は相続人が成人した後、封主によって相続財産が留保された場合にその占有を、そしてその間に被った損害を、占有回復訴訟令状を用いて回復し得ることを規定するのみであり、実際に回復できる保証を与えてはならず、一方的に封臣の利益保護をうたったものとは言い切れない。^⑭とすれば相続関係の條款の規定に關しても、先行研究の認識は事実にはそぐわない。前節において、ジョン・ド・キーが民訴裁判所での訴訟において、国王が裁判へ介入したために不利益を受けた事例を取り上げたが、この問題に対処するかのように、行政条項の第二八条には封主である諸侯による監視を通じて、国王の介入に対する歯止め策が盛り込まれた。^⑮ブランドが正

しく述べているように、この條款だけで総てが解決したのではなく、改革運動中に出されたウエストミンスター條款の改訂版や、一二六七年のモールバラ法、一二八五年のウエストミンスター第二制定法などで改訂されながら、封主封臣關係に絡む諸問題を整理し制度化する結果となったと見なすべきであろう。バロンの反乱はその一連の過程の開始点である。ウエストミンスター條款の規定を根拠にするだけでは、封臣保護が改革運動の重要事であるとはいえない。

ブランドの学位論文が最近になって改訂・出版されたので、そこでの議論を参考にしつつ、前節で取り上げた領主たちの事例を以下で検討してみる。もちろんこれらの事例は本稿によって初めて取り上げられる事例である。ジョン・ド・キーが一二五八年の直前に占有を妨害された事件では、ブランドの主旨に従えば論点は次のように解説される。改革運動開始前に騎士役で土地保有するものが、生前に嗣子にその保有権を移転することは判例の中に現れる。封主が封臣による封土の相続を管理する権限を有すと主張し、未成年の子を残して封臣が死んだ後その封土を後見者としていったん接収して、封臣の相続人が成人するまでの間その土地を利用収奪し、相続人が成人したのち土地を下封するということはよく行われていた。しかし一二五九年の條款成立以前には、封臣の未成年の後継者に対する後見権を、封臣の近親者ではなく封主がもつばら掌握するという習慣は、国王法廷であれ州裁判集会であれ、コモン・ローの一般原則としては定まっていた。従って後見権をめぐって封主封臣間でトラブルが発生した場合、それを解決するための法手続は「ブラクトン」が述べるほどには確立されていたわけではなく、国王の中央法廷や巡回裁判あるいは州裁判集会で、個別に争われ、和解し決着が付けられていたというのが実情であった。この状態に起因する問題点の改善を諸侯が取り上げようとしたのは、おそらく一二五八年のヒュー・バイゴッドの巡回の結果を見てのことであつたらう、というのがブランド説である。一二五八年の秋以降、一二五九年の二～三月にかけての條款の草案の中に、規定としてではないが、封主封臣關係の言及がなされているからである。その後、一二五九年一〇月のウエストミンスター條款にはこれに関する規定が盛り込まれ、さらに巡回裁判の結果を踏まえて調整され、一二六七年のモール

バラ法や一二七八年のグロスタ法で改訂・再規定された。

上記のような改革を盛り込んだウェストミンスター條款は、その後の法廷で実際に適用されたのかをブランドは確かめようとした。すなわち一二六〇年代の巡回裁判記録を丹念に調べた結果、「條款に違反して」とか、「條款に従って」などの語句を判決文中に見出して、條款が適用されていたことを突き止めたのである。ウェストミンスター條款以降、死んだ封臣の未成年の後継者に対する、封主による後見権の不正な行使を取り締まる方向へと規制が設けられ、一二七八年制定のグロスタ法では、封主の権限を取り締まることが明記された²²⁾。死んだ封臣の未成年の相続人に対する後見権を、封主が独占して管理するのが大前提であるということを所与のものと見なしてしまつと、本文で述べたキー家が直面していた問題を歴史的な流れの中で位置づけることは出来ないであろう。封臣は土地の占有を確保するために、あるいは近親以外の後見権者が土地を荒廃させるのを防止するために、生前に相続人となるであろう人物（多くの場合は息子）に下封しておく。封主から見ると、この方法を使われると後見権を使う機会、あるいは相続上納金取得機会が訪れなくなる。ブランドが注意を喚起するのは、どちらか一方を悪人と見なす思考法では事態を正確には捉え得ないという点である。既に述べた一二五八年に国王がジョン・ド・キーの罰金を免除した例は、父ウィリアムが息子ジョンへ生前に占有を与えようとした場合かもしれない²³⁾。もしそうならウィリアム・ラ・ブーシユが封主としての立場をかたくなに守ろうとしたのも、あながち不当とはいえず、対封臣策として理解し得ることになる。相続に関して、バロンの改革運動初期に改革の主導権を握った諸侯に課された任務は、封主封臣関係そのものを整序し得るような国制としてのルール作りである。ただしそれだけでは両者の対立を解消したことになるはず、それを解決すべき国王のあるいは「公権力」とでも称すべき権力の役割が重要になる。先の例では国王はジョンに罰金を免除するだけで、言い換えれば恩顧の配分によって臣下の忠誠心をつなぎ止めようとするだけで、問題そのものを解決しようとしていない。この任務を担うために、新たに組織された国政改革のための諸侯の一五人委員会、つまりオクスフォード條款によって改革されたカウンシルはその後、国王と共同して封主封臣両者の利害

を調整するという目的を持って、ウェストミンスター条款を制定したのである。

改革の結果は紆余曲折を経て功を奏し、一二七九年のハンドレッド・ロルスには在地領主ジョン・ド・キーは国王の直臣であるジョンⅡの息子ウォルター・ド・トレイリから騎士役でキーとハトリに土地保有すると記載されている^②。キー家とトレイリ家との土地保有をめぐる権利関係は、封主封臣関係にあるものとして、国王の作成した文書によって確認されたのである。封主封臣両者の権利を守り、トラブルを解決する課題は、領主階級の合意に基づくパーラメントでのルール作成によって解決されたと言えるであろう。

在地領主の不满や要求が諸侯による国政改革にまで繋がる具体的な道筋をたどることは、史料の制約上困難である。しかし両者がリンクするべき必要があったことは、行論の過程で示し得たと思われる^③。

① *CIPM*, vol. 1, no. 393.

② 上述のように封絨勅状録にはウィリアムが亡妻モードの相続財産を課夫産で保有すると記されていること、また財務府裁判記録に拠れば、ウィリアムの死亡時に彼の遺族であるヘンリがテムブリッジシマの占有を獲得したことが記されていること、および一二七二年に死亡したジョンⅡの死後審問記録にはキーの荘園を彼が保有していたことが記されていること^④。CR, 1268-72, p. 477; *Select Cases in the Exchequer of Pleas*, p. 81; *CIPM*, vol. 2, no. 791.

③ *Excerpta*, vol. 2, p. 276.

④ 拙稿「13世紀テムブリッジシア、リトル・シェルフォード村の荘園領主と教区民」『関西大学文学論集』五一―四、二〇〇二年、一〇三―一〇七頁。(拙著『シモン・ド・モンフォールの乱』京都大学学術出版会、所収)

⑤ 城戸敏、前掲書、一一三頁。Treharne and Sanders, *Documents of the Baronial Movement of Reform and Rebellion, 1258-1267*, Oxford,

1973, pp. 72-77. (*DBM*)

⑥ *DBM*, pp. 76-79.

⑦ 城戸、前掲書、一一二頁。Treharne and Sanders, *DBM*, pp. 12-13.

⑧ Brand, P., *The Contribution of the Period of Baronial Reform (1258-1267) to the Development of the Common Law in England*, Ph.D. thesis, Oxford, 1975; Brand, P., *Kings, Barons and Justices*, Cambridge, 2003; Valente, C., *The Theory and Practice of Resc in Medieval England*, Ashgate, 2003. 朝治啓三「ノロンの反乱期における特別巡回裁判記録」『史学雑誌』九九―一、一九九〇年。同「アーミングフォード・ハンドレッドの陪審員たち」『史学雑誌』一〇九―一二、二〇〇〇年。同「トリブローウ・ハンドレッドの陪審員たち」『西洋史研究』新輯三〇号、二〇〇一年。同「二五八年の国王と評議会による権力編成」『関西大学文学論集』五三―四、二〇〇四年。

- ⑥ Trehearne, *op. cit.*, pp. 169-178. 'The Baronial Council was not moved by selfish class interests in this matter.' p. 172. 城戸前掲書 一二七—八頁には「陪臣の権利の保護に関する諸規定」として、條款における、出仕義務の制限、領地外での差し押さえの禁止と並んで、封臣の相続人の権利保護事項が挙げられている。なお同書一二四—一五、一五一—二、一五九頁参照。
- ⑩ 拙著、七—七八頁。なお城戸前掲書、一二八—九頁、「條款は陪臣の立場をもっとも重点的に考慮している。」
- ⑪ ブランドによって新たに整理、英訳されたウェストミンスター條款司法条項の第九条では、次のように規定されている。Brand, *Kings' Barons*, pp. 420-21. 「もし被相続人の死亡時に嗣子が未成年であり、彼の封主が彼の土地の後見権を保持していたならば、そして封主がかかる相続人が成人した時点でかの土地を相続人へと、訴訟することなしには引き渡さないならば、件の相続人は被相続人死亡の時点の状態で、成人したとき以来の引き渡し留保によって被った損害と共に、かの土地を取り戻す。」
- English Historical Documents*, vol. 3では第九条の一部と見なされていた条文は、ブランドでは一〇条として独立させられている。Brand, pp. 420-23. 「もし成人した相続人が被相続人の死後、しかるべき相続人として認められ受け入れられて、推定法定相続人として占有を得たならば、封主は彼を排除してはならず、封主であることを認識されるための単純占有以外は、如何なるものも持ったり取り去ったりしてはならない。もし封主がその相続人から占有を悪意で排除し続けるならば、先主死亡訴訟あるいは *coininge* 訴訟を用いて争う必要がある。損害を新侵害訴訟によって回復すべし。」第二条は従来通りの条文番号である。鋤奉仕保有の相続の規定であり、「後見人は相続人の利益のために」とか、「相続人の結婚権を本人の利益のため以外に
- は譲渡、売却してはならない」と、どちらかといえば相続人の利益を保護した、そして後見人の不正を阻止する規定になっている。二五八年以後の地方巡回での本文中でふれたキー家やトレイリ家が直面していた不満解決を、この形で打おうとする制定者の意図が伺われる。この時点では諸侯は改革の主導権を掌握していたため、封臣に「配慮」することもありえたのであろう。後注⑬参照。
- ⑫ Brand, *op. cit.*, pp. 418-19. 第六条は「寡婦産訴訟においては、少なくとも一年に四日与えられるべし。そしてもし都合がよければさらに多く」と規定された。行政条項の第八条は「現在國王の手にある後見権を売却するために、二人の善良者が任命されるべきこと」と規定されており、従来は國王が後見権を無秩序に売却したことへの歯止め策となっている。 *English Historical Documents*, vol. 3, pp. 368-70.
- ⑬ 條款において、鰥夫産についての規定が何故作られなかったのかについてはブランドも述べてはいない。しかしベイカーはメイトランドを批判しつつ、バロン反乱期の問題点について短く答えている。前掲訳書、二五四、二五六頁。いずれにせよ、本文で取り上げた例ではジェーン・ド・トレイリの抱える問題には、條款は答えていない。
- ⑭ Brand, *Kings' Barons and Justices*, pp. 54-57.
- ⑮ *DBM*, pp. 156-57. 行政条項の第二八条は「共同体あるいは、共同体の二人あるいはその他から二人が、最高司法官と共に、民訴裁判所に配置されるべし」という規定である。
- ⑯ Brand, Ph.D. thesis, p. 5. 改訂版のウェストミンスター條款もブランドの書に収録されている。Brand, *Kings' Barons*, pp. 30-449. モールバラ法では封臣保護の部分が薄れ、封主保護の規定が目立つようになる。たとえば、第六条には「如何なる封主も彼の後見権を失うことはない」とか、「そのような詐術では、如何なる封主も彼の後見権を失うことはない」といった条文がある。Brand, *op. cit.*, pp. 462-63.

①⑦ *Excerpta*, vol. 2, 276; Matland, *op. cit.*, pp. 27-29.

①⑧ Brand, *Kings, Barons and Justices*, pp. 66-68.

①⑨ *Ibid.*, pp. 66-68; 法制史教科書『*Glanvill*』, ed. by Hall, Oxford, 1965, p. 84 及び *Bracton*, ed. by Thome, Yale UP, 1968, II, 254. 『記述をそのまますべてである』と前提してはいたが、ブランドは判例を丹念にたどり、事実を確かめたのである。

②⑩ *DBM*, Doc. 10 (pp. 132-23, 124-25); Brand, *op. cit.*, pp. 196-98, 198-203, 272-75. しかしそれ以前(一二五八年五月の「クロンの請願」)には、相続問題の解決を望む旨の記述が既にある。*DBM*, pp. 76-79.

②⑪ Brand, *op. cit.*, pp. 120-122. そのうちの「*ケムブリッジニアの例を示す*」(加害者の Richard de Tollesland が被害者 Nicholas son of Michael of Burwell と訴訟になり、加害者側の出廷義務違反により、ヘリン John of Sealers が1/2マルクを科したが、これが条款の第四条の規定に違反するとして)巡回裁判官が無罪にした。Brand, *op. cit.*, pp. 121-22; *Select Cases of Procedure without Writ under Henry III*, Selden Society, vol. 60, 1941, p. 121; PRO, Just 1/82, n26. その他の例に「*Brand op. cit.*, pp. 123-24. ウェストミンスター条款の新しい現代英語訳はブランドの本の付録に収録されている。

②⑫ Brand, *op. cit.*, pp. 271-72. これは *Socage* 保有の場合である。騎士役保有の場合には、モールバラ法第六条の規定は封主から成人した被後見人への後見権を奪うものと見なされてきたが、実際には父が子供の利益のためにあらかじめ偽の後見人 quasi guardian を設定して、子供が成人したときに無条件で封の相続が出来るように計らった事例があることを突き止め、メイトランドやブラクネットが想定したよりも、封主側の利益を維持する規定が必要である度合いが高かったとブランドは主張する。Brand, *op. cit.*, pp. 197-98, 204; Matland, *Col-*

lected Papers, vol. 2, pp. 182-89; Plucknett, *Legislation of Edward I*, pp. 79-80.

②⑬ トントンの Brand, *op. cit.*, p. 197, n54 及び Baan, J.M.W., *The Decline of English Feudalism*, Manchester, 1968, p. 24 の間違えを指摘しようとする。Baan 説によると、封臣が生前に息子に下封したとき、その封臣はまだその土地の占有者であると解すべきである、と述べるが、ブランドはそれでは、占有の移転はなっていないことになり、封主は後見権を主張し続け得ると言えるとして、批判する。

②⑭ 国王による恩顧の偏った配分と、改革運動後の是正については、拙稿「一二六四年の治安官」村岡健次、鈴木利章、川北稔編『シモン・ルマン』ミネルヴァ書房、一九八七年、二一四〇頁参照。

②⑮ ちなみに、同名のジョン・ド・キーという人物は二二七六年以後、中央や地方の裁判業務で働く多くの役人の中にもいる。Brand, P., *The Making of the Common Law*, Hambleton, 1992, p. 11; Brand, *The Origins of the English Legal Profession*, Blackwell, 1992, pp. 66, 189.

②⑯ *RH*, vol. 2, pp. 492-97.

②⑰ ジョン・ド・トレイリが反乱荷担を赦されたとき、彼の肩書きはグロスタ伯のバチエラーであった。CPR, 1266-72, p. 146. なお佐藤伊久男「貴族による「政治的的改革」運動の構造」イギリス中世史研究会編『イギリス封建社会の研究』山川出版社、一九七〇年、三二二—三三頁にもトレイリの名が *barony* 保有者として見える。これは Jacob, *op. cit.*, pp. 128 からの再引用である。複数の州に土地と封臣を持つ直臣「バロンたち(諸侯)」と、国政改革に立ち上がった伯などの肩書きを持つ大貴族とはこのような関係で繋がっていたと考えられる。なおバチエラーについては次も参照。城戸前掲書、二二一—二七頁。

【付記】 本稿は平成一七年度科学研究費補助金基盤研究（C）による研究成果の一部である。

（関西大学文学部教授）

Inheritance Problem in the Time of Baronial Reform Movement, 1258-67

by

ASAJI Keizo

During the Barons' War in England, 1258-67, various constitutional reforms were initiated by the magnates in King's Council. In June 1264 shire knights from each county were summoned to a parliament. And in January, 1265, two burgesses of some boroughs were summoned to a parliament in London. These two events were overvalued by the constitutional historians in late nineteenth century England. They stressed that during the baronial reform movement some reforms were planned for the benefit of the new growing class, knights and burgesses, by the altruistic magnates.

In fact the initiative of the movement was assumed by several magnates, among whom there were earls of Leicester, Gloucester and Norfolk. But were they intending to reform for the benefit of knights and burgesses actually? Before the movement began they had been suffering from various troubles, such as unjust distraint, arising from feudal connection between their compeer barons and their knightly tenants. For example, some tenants quit the obligation of suit of court to their lords. Lords sometimes violently distressed those quitters. Both lords and tenants were annoyed with wardship, dower and curtesy.

In this article some examples of judicial cases in eyre and in the court of common pleas concerning the troubles abovementioned are analyzed, and how those local problems became the crucial issues of reform even necessary for magnates as lords of those tenants, will be explained. Reforms initiated in the baronial movement were to be completed in the form of statutes in Edward I's reign.